

平成22年度住民税（市・県民税）が改正になりました

◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税の住宅ローン控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、当該年度の所得税から控除しきれなかった額を、翌年度分の市・県民税から控除する制度が新たに始まります。

【対象者】

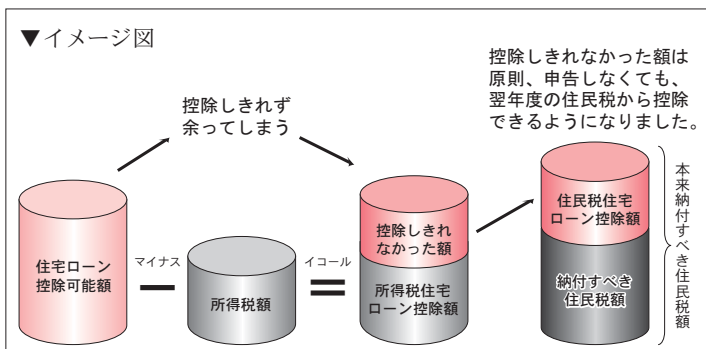
平成11年から18年まで、平成21年から25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除の適用がある人

【控除額】

所得税から控除しきれなかった住宅ローン特別控除額※所得税の課税総所得金額などの5%（最大97500円）が上限。

【控除適用期間】

10年間。ただし、前年の所得税において住宅ローン控除が控除しきれなかった年度に限り、前年度の控除額に当っては、市への申告が原則不要となりました。ただし、平成11年から平成18年までに入居した人は、新しい控除制度、税源移譲の経過措置



置のどちらか一方を選択することになります。ほとんどの人は、どちらを選択しても控除額に変わりはありませんが、山林所得や、退職所得などがある場合は、控除額が相違してきますのでご確認ください。税源移譲の経過措置を選択される場合は、確定申告の期限まで（平成22年3月15日）に申告が必要になりますのでご注意ください。

◆上場株式などの配当所得および譲渡所得に対する軽減税率の延長について

上場株式などの配当所得および譲渡所得に対する軽減税率は、平成20年末で終了となる予定でしたが、適用期間が23年12月31日まで3年間延長されることになりました。

本則（本来の税率） 20%
（所得税15%、市・県民税5%）

← 軽減税率 10%
（所得税7%、市・県民税3%）

◆減価償却の耐用年数が変わりました

機械および装置を中心に、法定耐用年数の見直しが行われ、現行の耐用年数区分390区分が55区分に整理されました。このことにより、耐用年数が変更になりますのでご注意ください。

平成21年分の申告から、新しい償却率で計算することになります。詳細は最寄りの税務署または総務部税務課市民税係まで問い合わせください。

【問い合わせ】
総務部税務課 市民税係
☎ 0220(22)2163

要介護者の障害者控除と医療費控除



障害者控除

◆障害者控除対象者認定書の発行について

要介護認定された人で、①身体障害者手帳②療育手帳③精神障害者保健福祉手帳④戦傷病者手帳を交付されていない人が、所得申告の控除を受けるためには「障害者控除対象者認定書」が必要です。

①～④の手帳を交付されている人は、所得申告の際に手帳を提示すれば、障害者控除または特別障害者控除の対象となります。ただし、障害者控除の対象者（障害等級が3～6級の人など）でも、要介護4・5の人は特別障害者控除の対象となりますので、申請をしてください。

本年度も対象者に申請を案内する通知書を送っています。なお、通知書が届いていない、またはなくした場合でも要介護者であれば申請することができますので、手続きの上、認定書を受け取ってください。

【対象者】

平成21年12月31日現在（平成21年中に亡くなった場合は、亡くなった日現在）で、要介護1から5までの認定を受けている65歳以上の入居者

▶要介護1～3＝障害者控除 ▶要介護4・5＝特別障害者控除

【手数料】 無料

医療費控除

◆おむつ使用証明書の発行について

寝たきり状態および尿失禁の可能性がある要介護者のおむつ代は、医師が発行するおむつ使用証明書により医療費控除の対象となります。ただし、2年目以降は、要介護認定の際に作成された主治医意見書で確認できる場合に、市で医療費控除の対象として認められる証明書を発行します。

【対象者】

おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降の要介護者で、主治医意見書に明記されている人
※1年目は医師の証明書が必要です。証明書の様式は各総合支所の市民福祉課にあります。



手続き

【申請期間】 1月27日（水）～3月12日（金）午前8時30分～午後5時15分（土曜・日曜、祝日を除く）

【申請先】 ▶各総合支所市民福祉課 市民福祉係 ▶福祉事務所長寿介護課 認定審査係（市役所南方庁舎1階）

【必要なもの】 対象者の介護保険被保険者証

【申請できる人】 対象者またはその親族

【問い合わせ】 福祉事務所長寿介護課 認定審査係 ☎ 0220(58)5551

ご確認ください！電子証明書の有効期限は3年間です

電子証明書は、有効期限（発行の日から3年間）が切れた場合や引っ越し・結婚などにより住所・氏名を変更した場合、自動的に失効します。失効してしまうと国税の電子申告などの電子申請や届け出に使うことができなくなりますので、ご注意ください。

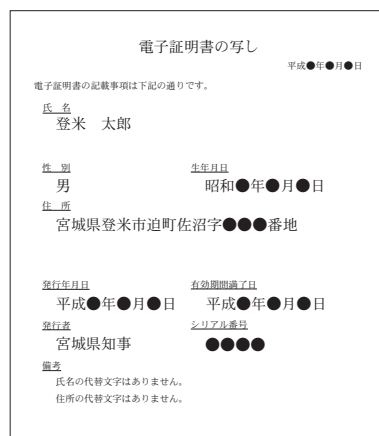
電子証明書の発行を希望する人は、各総合支所市民福祉課窓口で手続きをしてください。

【持参するもの】

- ①更新する電子証明書が格納された住民基本台帳カード（ICカード）
- ②本人確認できるもの（運転免許証など顔写真付きの公的な証明書）
- ③発行手数料＝500円

【問い合わせ】

市民生活部市民生活課 戸籍係 ☎ 0220(58)2118
または各総合支所市民福祉課市民福祉係



▲電子証明書イメージ

登米市任期付職員(税務申告相談)を募集しています

【職種】 税務申告相談

【採用予定人数】 5人程度

【職務内容】 総務部税務課または、市内の住民税などの申告会場に勤務して、住民税などの申告相談に関する業務および住民税賦課のための申告資料などの整理に関する業務に従事します。

【任用期間】 2月15日～3月31日

【受験資格】 学校教育法による高等学校の卒業生およびこれと同等以上の経歴を有すると認められる人で、かつ過去5年以内に通算3年以上公務員などとして税務申告相談などの業務経験がある人。

【試験方法】 第1次試験（書類審査）、第2次試験（面接試験）とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

【第2次試験日時】 2月5日（金）午前10時～
※会場は第1次試験合格者に通知します。

【受験申込書請求方法】 受験申込書・職務経歴書は総務部人事課（市役所迫庁舎2階）に備え付けてあります（市ホームページからもダウンロード可）。郵便で請求

する場合は、封筒の表に「任期付職員（税務申告相談）受験申込書等請求」と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（A4版が入る大きさ）を必ず同封してください。

【提出書類】

- ①受験申込書1部
受験申込書に必要事項を記入し、申し込み前3カ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向、縦4.5cm×横3.5cmの写真2枚を貼付してください（写真がない場合は受け付けできません）。
- ②職務経歴書1部（所定の申込書を使用すること）
- ③郵便申し込みの場合は、あて先を明記し80円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

【受付期間】 1月19日（火）～2月1日（月）

平日の午前8時30分～午後5時15分
※郵送の場合は、2月1日（月）必着

【申し込み・問い合わせ】

〒987-0511 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1
総務部人事課 人事給与係 ☎ 0220(22)2145